

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年8月5日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第41号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第14条建築指導部の款審査課の項第7号中「及び」を「, 定期調査報告概要書, 定期検査報告概要書,」に改め, 「の概要書」の右に「及び全体計画概要書」を加え, 同項中第18号を第19号とし, 第17号を第18号とし, 第16号の次に次の1号を加える。

(17) 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例による事務に関すること。

附 則

この規則は, 平成17年8月8日から施行する。

(総務局総務部文書課)